

スカルチャー

平成 23 年度



心豊かで活力ある文化の町をめざしてスタートした泉大津市文化フォーラム「カルチャー・スクオール（文化の大雨）」の新年度計画がまとまりました。5月から毎月著名な文化人を招いて、質の高い講演会やシンポジウムを22回開きます。年間を通して開く文化イベントはほかでは見られません。入場無料。ぜひご参加ください。本文に時間の明示がないものは、午後2時〜3時30分です。

問合せ 企画調整課（市役所4階）

注意

23年度から入場方法が変わります。開始1時間前に会場受付で整理券を配布します。入場の際に係員にご提示ください。

8~9月 文学の点景 ~話題の人と研究

ミステリーの大家・有栖川有栖氏、映画化作品の原作者、眉村卓氏らが泉大津に。

●8月28日(日)「推理小説の楽しさ」有栖川有栖氏（日本推理作家協会賞、本格ミステリ大賞を受賞）

ミステリーのなりたち、トリック案内、謎解きへの読者参加など、推理作家がみずから推理小説の面白さについて解説します。ミステリーの興奮と刺激の世界が広がります。

●9月4日(日)「妻にささげた1778の物語」眉村卓氏（作家、泉鏡花文学賞を受賞）

末期がんを宣告された妻に5年間、毎日「ショートショート」を書き続けた愛と感動の物語。その創作秘話と映画化について話します。

●9月18日(日)「文学作品に描かれた関西の街と人」河内厚郎氏（評論家）

谷崎潤一郎、伊東静雄、織田作之助、田辺聖子、村上春樹…。多くの作家が阪神の街と、住む人々を描写してきました。戦前と戦後、現代、何が変わり、何が変わらなかったのだろうか。

（於・テクスピア大阪）

5月 野球・もう一人の 主役

イチロー、松井秀喜のバット職人らが語る。

●5月8日(日)「わたしを支えたアオダモの木と人々〜ものづくりを通して得た宝」久保田五十一（いそかず）氏（ミズノテクニクス・プロバットマイスター）

イチロー、松井秀喜選手をはじめ、多くのプロ野球選手のバットを作って52年。2003年には木製バット製作者で初の「現代の名工」に選ばれました。両選手のバットも披露します。

●5月22日(日)「素手感覚のグラブづくり〜名手を支え名手に支えられて」江頭重利氏（久保田運動具店・グラブマイスター）

グラブを使いやすいように型をつけ、柔らかくする画期的な「型付け法」の考案者。石毛宏典、松井稼頭央、中村紀洋、鳥谷敬、坂本勇人ら多くの選手が、江頭さんの道具を愛しています。有名選手のグラブを披露し、手軽なグラブ手入れ法も教えます。

（於・テクスピア大阪）

6~7月 匠の技 ~先人の技を 発展させた人たち

●6月5日(日)「一瞬の美に魅せられて」野村陽一氏（水戸・花火師）

明治8年に創業した野村花火の4代目。圧倒的な技術力で新しい花火づくりに挑戦し、5年前に5重の同心円を描く究極の花火を開発。内閣総理大臣賞の受賞は10回を数えます。

●7月2日(土)「夢の『青いバラ』の開発」田中良和氏（サントリー植物科学研究所長）

2004年、「不可能なこと」の代名詞に使われてきた「青いバラ」の開発に世界で初めて成功。バイオテクノロジーを駆使し、14年の歳月を費やしました。青いバラも披露予定です。

●7月10日(日)「日本庭園とその心」北山安夫氏（京都・庭師）

建仁寺（潮音庭）、高台寺、圓徳院および海外で日本庭園の作庭、修復を行っています。先人が営々とつないで残してくれた日本の文化や、その心が忘れかけられようとしています。文化遺産を継承していく意義、大切さを話します。

（於・テクスピア大阪）

7~8月 経営ルネサンス ~時代を切り拓く企業人

●7月16日(土)「『たま駅長』にみる企業再生と『忠恕の心』」小嶋光信氏（両備グループ代表）

赤字続きで廃線の危機にあった貴志川線。岡山の両備グループが運行を引き受けてアイデア経営。住みか撤去の危機に遭遇した三毛猫「たまちゃん」の駅長任命をはじめ、楽しい「おもちゃ電車」、「いちご電車」、「たま電車」などで評判です。

●7月31日(日)「京町家ブランドを立ち上げて〜伝統を現代に生かす」黒竹節人氏（京都・「くろちく」社長）

荒廃した町家を、新しい発想でお洒落なレストランや土産物店、ギャラリーなどに再生する「町家ブーム」の仕掛け人。

●8月7日(日)「世界を照らす京和傘の技〜伝統は革新の連続である」西堀耕太郎氏（京都・「日吉屋」社長）

京都で唯一の和傘メーカーの5代目。和傘の技術、意匠を生かした新しい照明器具を開発、老舗は生き残りしました。温かさや安らぎの照明器具は今、世界10か国以上で使われています。

（於・テクスピア大阪）

10月 世界を舞台に 建築家 ～時代を築く

●10月16日(日)「これからの建築を考える」伊東豊雄氏(建築家)

柱の代わりにチューブ状の構造物で建物を支える「せんだいメディアテーク」など斬新な建物により、王立英国建築家協会をはじめ各国で受賞多数。「世界で重要な建築家」の一人と評されています。

●10月23日(日)「場所の力～地球を元気にする建築」隈研吾氏(建築家、東京大学教授)

竹や木、石の自然素材を生かし、根津美術館など「日本的な建築」を発表し、世界で注目されている日本人の一人。「そこでしかできない建築」をモットーに活躍の場を海外に広がっています。

●10月29日(土)「もう一つの建築を創る」遠藤秀平氏(建築家、神戸大学教授)

初期はコルゲート鋼板を転用し、近年は鉄板や間伐材などを活用して斬新な設計を行っています。海外での受賞、講演も多く、国際的評価の高い現代建築家の一人。屋根や壁面を連続させた美しい外観は「建築物というより現代アートだ」と呼ばれています。

(於・市民会館)

11～12月 生活の中の美

美術・アートを掘り下げたい人へ。

●11月12日(土)「絵の見方・感じ方」木村重信氏(大阪大学・京都市立芸術大学名誉教授、兵庫県立美術館名誉館長)

わたしたちは、健全な目があれば何でも見えると思っていますが、事実ではありません。「心ここにあらざれば、視(み)れども見えず」といわれるゆえんです。そこで「心ここにありて見る」方法を具体的に示しつつ、絵の見方、感じ方を考えます。

●11月20日(日)「アートと社会」鷲田清一氏(大阪大学総長、哲学・倫理学)

美術は作品の鑑賞に主眼点を置いていますが、昨年の瀬戸内国際芸術祭が全国的な話題を呼んだように、地域の活性化や住民の町づくり運動にも力を発揮しています。その背景、人間と美術の関係、現代における美術の役割について考えます。

●12月11日(日)「日本の美・世界の美」藤田治彦氏(大阪大学教授)

日本には「家紋」や「折り紙」など世界的に注目される伝統的な美があります。いま世界で人気の高いマンガやアニメなどにも歴史的な源泉があります。さまざまな伝統を手がかりに、世界から見た日本の美について考えます。

(於・市民会館)

1～2月 戦国の武将と女性 ～その虚像と実像

戦国の世を強く生きた江など、歴史ファン必見。

●平成24年1月22日(日)「戦国のたくましい女性たち」渡辺武氏(元大阪城天守閣館長)

弱肉強食の戦国時代。男に翻ろうされた多くの女性の中で、たくましく生きた女性たちがいました。秀吉の正室「北政所」、徳川秀忠の正室「江(ごう)」もその一人。歌舞伎の祖とされる「出雲のお国」、敵兵の首にお歯黒をつけ、貴人の武将とみせかけて恩賞を騙し取った「おあん物語」の「おあん」も……。

●2月5日(日)「『日本一(ひのもといち)の兵(つわもの)』真田幸村～名将伝説の虚(うそ)・実(まこと)」北川央氏(大阪城天守閣研究副主幹)

大坂冬の陣では「真田丸」の攻防戦で徳川の大軍を翻ろうし、翌年の夏の陣では家康本陣に突撃して家康をあと一

歩のところまで追い込んだ真田幸村。敵の徳川方からも「日本一の兵」と称えられた戦国最後の名将にまつわる伝説を検証します。

●2月12日(日)「豊臣秀吉～『太閤伝説』のウラにひそむ実像」跡部信氏(大阪城天守閣主任学芸員)

貧しい農民出身である秀吉は出自を隠し、天皇の落としだねとねつ造。「切りあいを好まない」などと巧みな宣伝で「平和主義者」のようにPR。しかし、そう言えるのだろうか。秀吉にとっての平和観、女性観などを史料から探ります。

●2月26日(日)「藤堂高虎と浪人群像～主君を渡り歩いたサムライたち」宮本裕次氏(大阪城天守閣主任学芸員)

戦国から江戸時代にかけて何度も主君をかえた高虎。彼の生きた時代には、主君を失ったり、見限ったりするサムライがたくさんおり、彼らの生きざまこそが歴史の原動力だったともいえます。「高虎＝世渡り上手」という先入観を見直しつつ、当時の浪人たちの実像を紹介します。

(於・市民会館)

運営スタッフ募集!

カルチャー・スコールの運営にご協力いただけるボランティアスタッフを募集しています。問い合わせは企画調整課へ。

活動内容 当日の受付、会場整理など
活動時間 おおむね3時間

3月 シンポジウム 美の演出者たち ～泉州の生んだ4大コレクター

●3月25日(日) 午後1時～4時 コーディネーター: 狩野博幸氏(同志社大学教授、元京都国立博物館美術室長)、パネリスト: 美術館長、学芸員

泉大津、和泉、忠岡の狭い地域から細見、久保惣、正木、萬野氏という大コレクターが生まれました。それぞれ、美術館(萬野美術館は後に閉館)が設立され、美術品を公開。文化人でもあった異色の実業家4人の活動、眼力を話し合います。

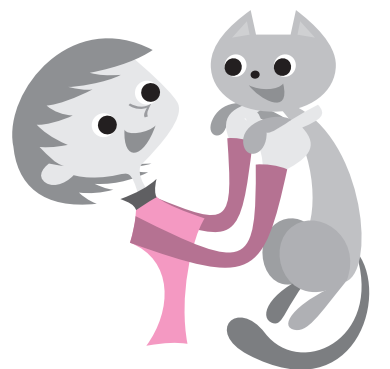
(於・テクスピア大阪)

どろぼうついでに いつしよつと 暮らすために



守ってほしい
4つのこと。

犬やねこなどのペットは、飼い主にとっては家族同然。でも、マナーを守らなければ周囲に迷惑をかけてしまいます。また、日本の生態系をおびやかす外来生物の飼養にも注意が必要です。さまざまなどうぶつたちと同じ環境で、わたしたちが快適に暮らしていくために心がけておきたいことをまとめました。



外来生物 飼う前によく考えて



最近、アライグマなどの外来生物（本来、その地域で生息していない生物）や外来魚などが多く繁殖して生態系に大きな悪影響をおよぼすなどさまざまな問題が起っています。

外来生物の多くは、人間のペットとして飼育されてきましたが、最後まで責任をもって飼育しなかった一部の飼い主が発端で繁殖して現在にいたっています。

アライグマなどの外来生物の多くは、本来野生動物であり、犬やねこのように人間になつくことはありません。また、一部外来生物の飼養は、法律で原則禁止されています。外来生物や動物などを飼育する前には、よ

く考えてから飼育し、適正に管理するようにしましょう。

アライグマなどの外来生物を 見かけたときの注意

①むやみに驚かせたり、触ったりしない（人間が驚かせたりしない限り、動物から攻撃したりしません）

②珍しいからといって、エサをあげたりしない

③日ごろから、外来生物や野生動物などが住みにくい環境づくりを心がける（雑草などは定期的に取り取り、残飯なども食いつ荒らされないように工夫しましょう）

**ねこ
仲よく共存できる
まぢづくり**



のらねこ（飼い主のいないねこ）によるフン・尿の苦情や、おい・鳴き声の相談が増えて

いますが、そもそものらねこは、一部の飼い主が無責任な飼育を行ったり、また捨てたりしたことが発端です。

ねこは、飼育環境を整えれば室内飼養することができるので、放し飼いにしている飼い主は、飼育方法をいま一度見直してください。

のらねこをこれ以上増やさなためにも、一人ひとりがよく考え、行動し、ねこが好きな人も苦手な人もともにマナーを守って人間とねこが仲よく共存できる環境をつくりましょう。

ねこの飼い主へのお願い

①交通事故やノミ・ダニなどによる病気（皮膚炎など）予防や迷子にさせないためにも、放し飼いをやめて室内で飼育する

②首輪などに名札などをつけ、

飼い主がわかるようにする

③近隣でフン・尿をさせないように、トイレのしつけをする

④繁殖を希望しない場合は、避妊・去勢手術を受けましょう

**マナーを守り
犬を正しく
しつけよう**



飼い主による犬のフン・尿の放置に関する苦情や相談が増えています。愛犬もあなたの家族です。知らず知らずのうちに他人に迷惑をかけていませんか。快適に愛犬と暮らすためにも、愛情と責任をもって飼いましょう。

生後91日以上経過した犬を飼うときは、狂犬病予防法に基づき、30日以内に飼犬登録が必要です（生涯に登録は1回）。また、毎年1回狂犬病予防接種を受けさせ、飼い犬に鑑札および

び狂犬病予防注射済票を装着することが飼い主の義務となっています。

なお、飼い犬の散歩は、リードをつけて犬を制御できる人が行い、フン・尿の後始末は責任をもって行ってください。また、首輪などはきつく締め、リードを適切な長さには保ち、歩行者などに不安を与えないようにしましょう。

犬の飼い主へのお願い

①ルールとマナーを守って、正しくしつける

②公園など公共の場所では決して放さないようにする

③最後まで責任をもって飼う

④繁殖を希望しない場合は、避妊・去勢手術を受けましょう



カラスに 荒らされないよう ごみを出そう



最近、カラスがごみ袋を食い散らかすことが多く見受けられます。都市部に飛来するカラスの多くは、人間が出す生ごみをエサにするために集まり、集団で行動しているといわれます。また、行動範囲も広いため、カラスの被害をなくすため、ごみを出すときは、次のような対策をお願いします。

- ①ごみは、収集日当日に出す
 - ②ごみは、ふたが付いたポリ容器に入れて出すか、ごみ散乱防止ネットなどを活用する
 - ③食品のムダや食べ残しを少なくし「生ごみ」を減らす
 - ④ごみ袋から「生ごみ」が見えないようにする
- 問合** 生活環境課（市役所1階3番窓口）

費用の一部を助成します

愛犬の迷子防止に マイクロチップの装着を！

マイクロチップは
ほくたちの
身元証明書
です！



市では、犬の迷子防止などを目的に犬にマイクロチップを装着する費用の一部補助を始めます。

マイクロチップを装着していると、専用の読み取り機を用いてチップ内に内蔵している個別の番号を読み取ることで、登録番号から飼主がわかるので、万一迷子になっても飼い主への返還率が高くなります。愛犬のためにも、マイクロチップの装着を検討してみてください。

補助の条件

- ①本市に住所を有する人
- ②本市に狂犬病予防法に基づく飼犬登録をしていること
- ③市税を滞納していない人（同一世帯者も含む）
- ④次の「協定動物病院」で装着していただける人

協定動物病院

- ▷植野動物病院（高津町6-7）
- ▷ひらの動物病院（助松町3-2-40）
- ▷エイムペットクリニック（池浦町5-12-7）
- ▷さつき動物病院（池浦町1-2-23）

※市からの補助決定通知書が届く前に装着した場合、補助の対象になりません。

補助の詳細

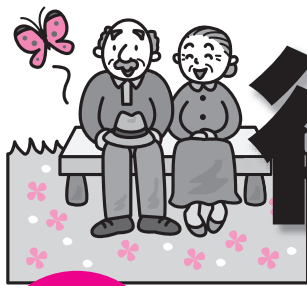
- 補助金額** 1頭2,000円
- 補助募集期間** 4月1日(金)～12月28日(水)
- 募集頭数** 10頭（先着順）

※装着の補助を希望する人は所定の手続きをお願いします

補助申請の手順

- ①マイクロチップ補助事前申請書を提出
※事前申請書は生活環境課窓口にあります
- ②市からマイクロチップ補助決定通知書、または補助不決定通知書を送付
※補助決定通知書送付の際は、請求書と装着報告書も同封します
- ③補助決定通知書を受け取った後、30日以内に「補助決定通知書」「装着報告書」を協定動物病院に提出してマイクロチップを装着
※マイクロチップ補助決定通知書を受け取った後、マイクロチップを装着しないと補助の対象になりません。
- ④マイクロチップ装着後、協定動物病院で装着報告書の交付を受ける
- ⑤装着報告書を20日以内に市に提出
※20日を過ぎると補助金の支払は無効となります
- ⑥補助金確定通知書の送付
- ⑦補助確定通知書を受け取った後、30日以内に請求書を市に提出
（注意）上記の提出期間を過ぎると補助金の支払いは無効となります
- ⑧補助金の振込

問合 生活環境課（市役所1階3番窓口）



後期高齢者

医療制度についてのお知らせです。

(注1) 保険料の年額限度額は50万円
 (注2) 所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額、ならびに他の所得と区分して計算される所得金額の合計から基礎控除額 33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)

平成23年度
 保険料の
 算定方法
 (大阪府)

年間の保険料 (注1)	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 4万9,036円	所得割額 賦課のもととなる所得金額(注2) × 所得割率(9.34%)
----------------	-----------------------------------	---

23年度の保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。平成23年度は、22年度と同様に被保険者均等割額4万9036円、所得割率9・34%により保険料を算定します。

保険料の軽減が受けられる場合

- ① 被保険者均等割額の軽減**
世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額が軽減されます。
- ② 所得割額の軽減**
所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみの場合)、その収入が211万円以下(※)の人は、所得割額が一律5割軽減されます。
※収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合
- ③ 会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減**
後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額の9割が軽減されます。
国民健康保険・国民健康保険

組合に加入していた人は対象となりません。

④ 留意事項

所得情報がない場合は、軽減対象かどうかの判定ができませんので、所得のない人は市役所担当窓口への簡易申告等が必要です。

保険料額のお知らせと納め方

- ① 普通徴収(口座振替や納付書などでお支払い)の人**
本年7月に、平成23年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。その後、口座振替や納付書等の方法により9期(毎年7月から翌年3月まで)で納めていただきます。
※年度途中から特別徴収に変更となる場合があります。
- ② 特別徴収(年金からのお支払い)の人**
年金受給額が年額18万円以上の人は、原則年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払いいただきます。
※口座振替でのお支払いを希望される人は、市役所担当窓口への申し出により、変更すること

ができます。

▽**仮徴収**(22年中の所得が確定するまでの仮納付 4・6・8月) ※平成23年度も、前年度に引き続き普通徴収(口座振替や納付書等)でお支払いいただく人は、仮徴収は行われません。

●**平成23年2月に保険料を特別徴収で支払われた人**
4月の年金受給時に、2月にお支払いいただいた金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でない」と判断した場合に仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書が送付されます。

●**平成22年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人**
平成22年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

▽**本算定後の特別徴収**
平成23年度の後期高齢者医療

保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、22年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収等によりすでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

23年度の健診・人間ドックの費用助成

健康診査について

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の皆さんに、「健康診査受診券」を4月下旬ごろに「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。年度途中に新たに75歳になる人には、誕生月の翌月当初に順次お送りします。
 受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、受診券に記載された有効期限まで無料(年度中に1回)で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などにご予約のうえ、受診

注意！多発しています！ 振り込め詐欺

最近、全国で厚生労働省職員などを装って電話をかけ、還付金の払い戻しや保険料の徴収などを理由に、訪問して銀行の通帳やキャッシュカードを持ち去る詐欺事件やATM(現金自動預け払い機)からお金を振り込ませようとする詐欺事件が多く発生しています。

厚生労働省職員や広域連合・市町村職員が銀行の通帳やキャッシュカードを預かったり、ATMを使って還付金の払い戻しなどを行うことは絶対にありませんので、不審な電話・訪問があったときは、まず、広域連合や市役所担当窓口の確認の問い合わせをしてください。また、万一被害に遭われた場合は、すみやかに警察署に届けてください。

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合(資格管理課=☎06・4790・2028 給付課=☎06・4790・2031 総務企画課=06・4790・2029) 受付時間は祝日を除く月～金曜日の午前9時～午後5時30分、または高齢介護課(市役所1階8番窓口)

券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

人間ドック費用一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに、健康診査ではなく人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。

費用の助成を受けるには、市役所担当窓口に必要な書類を添えて申請する必要があります。なお、助成を受けられるのは年度中(4月1日から翌年3月31日まで)1回で、2万6000円を上限として費用の一部を助成

します。

申請に必要なもの

- ①人間ドックの領収書の写し
- ②人間ドック検査結果通知書の写し
- ③被保険者証
- ④口座情報(わかるもの)
- ⑤印かん

注意事項

人間ドックを受診した人は、申請するまでの間、領収書などを大切に保管願います。

問合せ 高齢介護課(市役所1階8番窓口)

65歳以上の人で要件を満たせば

介護保険料が

減免

詳しくは
高齢介護課へ
されます。

次の「対象者の要件」の①か②に該当する人は、介護保険料の減免を受けることができます。

①対象者の要件(次の要件をすべて満たす人)

- ▶保険料の段階が第3段階の人で、申請日時時点で世帯全員が市民税非課税の人
- ▶世帯主およびすべての世帯員の前年中の収入金額の合計が次の額以下であること
 - 1人世帯…111万円以下
 - 2人世帯…157万円以下
 - 3人世帯…203万円以下
 (以降世帯員が1人増えるごとに46万円を加算)
- なお、前年中の収入金額とは、障害年金、遺族年金、失業給付などの非課税収入を含むすべての収入金額をいいます。また、事業所得などの収入で売上原価などの必要経費がある収入については、必要経費を控除した後の金額とします。
- ▶所得税・市民税の扶養控除において、また健康保険などの医療保険において他の世帯の被扶養者となっていないこと
- ▶世帯全員が、現に居住している土地および家屋以外に資産を有していないこと。また、現に居住している土地については、200㎡(約60坪)を超えていないこと
- ▶世帯全員の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること

②対象者の要件(次の要件を満たす人)

▶介護保険給付において、食費・居住費の特例減額措置を受けている人

減免期間 減免申請書の受付月から当該年度の3月分までとする。ただし、4～6月の申請については、仮算定期間のため保留し、7月に決定

減免額 今の段階の保険料を1段階下の保険料に減額申請に必要な書類 保険料減免申請書・銀行などの調査同意書・収入申告書・資産等申告書(高齢介護課の窓口を設置)

申請に必要なもの

- ▶世帯全員の銀行預金通帳など・本人の印鑑・介護保険証・健康保険証
- ▶世帯全員の給与証明書や年金の支払通知(源泉徴収票)などの前年中の収入がわかるもの

また、この減免以外に失業や災害など、やむを得ない事情により介護保険料の納付が困難になった場合などに、保険料の減免を受けられることがあります。窓口にご相談ください。

問合せ 高齢介護課(市役所1階8番窓口)

40～74歳の市国民健康保険加入者の皆さんへ

年に一度は健康チェック！

特定健診を受けましょう

●40～74歳の人へ

平成20年度から、生活習慣病の予防などを目的に、特定健康診査（以下、特定健診）が行われています。特定健診は、市民の皆さんそれぞれが加入している

保険年金課から40～74歳の市国保加入者に「特定健康診査受診券」と「質問票」を4月下旬に送付します。

診（生活機能評価）が同時実施されますので、介護保険証もお持ちください。また要支援・要介護認定者は介護予防健診については対象外となります。

「参考」医療保険者の種類
○市町村国民健康保険（泉大津市国保）
○市役所
○市役所
○市役所
○市役所

方法で年1回の受診をお願いします。
○75歳誕生日前日まで
75歳の誕生日前日までに、特定健診受診券を使って受診できます。なお、健診料1000円が必要です。

② 特定健診の日程確認

特定健診は、次ページ表1のとおり保健センターで行う集団健診と、指定医療機関で行う個別健診がありますので、日程などをご確認ください。また、表

④ 健診結果の通知

受診後、健診結果が通知されます。メタボリックシンドロームなどの生活習慣病のリスクが高いと判定された人には、特定保健指導の案内（特定保健指導利用券）が届きます。

○全国健康保険協会（協会けんぽ）
○大阪支部 ☎06・6201・7077
○健康保険組合（健保組合）
○船員保険
○共済組合
○国民健康保険組合（国保組合）

○75歳誕生日当日以降
誕生日の翌月上旬に、府後期高齢者医療広域連合から届く受診券を使って、後期高齢者医療健康診査を受診できます。健診料は無料です。

に記載されている保険者（「参考」を参照）を確認のうえ、各医療保険者にご確認ください。なお、市では国民健康保険（以下、国保）に加入している40～74歳の人を対象に、次のような流れで特定健診を実施しています。年に1回は特定健診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。

③ 特定健診の受診
受診当日は、泉大津市国民健康保険被保険者証（保険証）、特定健診受診券と質問票、健診料1000円を持参ください。なお、65歳以上の人で個別健診を受診する場合は、介護予防健

特定健診の健診項目
① 質問票 ② 身体計測 ③ 診察
④ 血圧測定 ⑤ 血液検査（脂質、血糖、肝機能、腎機能など）
⑥ 尿検査 ⑦ 心電図
※眼底検査については、一定の条件を満たす人のみが対象となりますので、希望する人は必ず受診前に保険年金課にお問い合わせ

●今年度75歳になる人へ
現在国保にご加入で、今年度75歳になる人は、誕生日前日までと誕生日以降で、次のとおり健康診査の受診方法が異なります。

健康診査をいつ受診するかはご自分で決めることができますので、選択した健康診査の受診

① 受診券と質問票の送付

特定健康診査利用の流れ

特定健康診査利用の流れ

特定健康診査利用の流れ

特定健康診査利用の流れ

特定健康診査利用の流れ

■(表1) 特定健康診査の日程・場所

健診は年度内に特定健診、国保プチドック(※1)、人間ドックのいずれか一回の受診に限る

		対象	日程	申込方法	健診会場
特定健診	集団健診	40歳～74歳 (75歳の誕生日前日～昭和47年3月31日生まれ)	5/19(木) 6/3(金)、5(日) 10/14(金)、16(日) (※2)	予約不要。受付時間は午前9時～11時30分	保健センター (宮町2-25)
	個別健診		受診券到着後～平成24年3月31日	受診前に医療機関にお問い合わせください。 (受診券同封のパフレット参照)	市内特定健康診査指定医療機関 (受診券同封のパフレット参照)
国保プチドック(※1)			5/19(木)	定員100人で要予約。特定健診受診券と同封のプチドック案内ちらしを参照してください。(4月下旬送付予定)	保健センター (宮町2-25)
人間ドック		30～74歳 (受診時現在)	▷40～74歳…受診券到着後～平成24年3月31日 ▷30～39歳…受診券は届きません。受診前に必ず保険年金課窓口へ申請してください。	要予約(直接医療機関へ)	人間ドック指定医療機関 (表2)

※1 国保プチドックとは、特定健診と3つのがん検診(肺・胃・大腸)がセットで受診できる健診です。受診料2,500円
 ※2 6月5日(日)と10月16日(日)は、健康推進課の実施するがん検診(肺・胃・大腸)が保健センターで実施されます。がん検診の受診を希望する場合は、保健センターへの予約(先着順)が必要になります。予約開始日など詳しくは別紙「成人保健予定表」をご覧ください。

■(表2) 人間ドック・脳ドック指定医療機関一覧

医療機関名	電話番号	所在地	人間ドック		脳ドック		助成額(上限)
			基本料金(税込)	1泊2日の基本料金	基本料金(税込)	人間ドックと同日実施の場合	
市立病院	32・5622	泉大津市下条町	4万4,100円	6万8,250円	4万2,000円	同日実施なし	人間ドック 3万円
府中病院	43・1234	和泉市肥子町	4万円	6万4,050円	5万円	3万2,000円	
岸和田徳洲会病院	072・445・9908	岸和田市加守町	4万円	実施なし	3万5,000円	3万2,000円	
ペルクリニック	072・224・1717	堺市堺区戎島町	4万4,100円	6万3,000円	実施なし	実施なし	脳ドック 2万円
聖授会 OCAT 予防医療センター	0120・728・797	大阪市浪速区湊町	4万2,000円	6万2,000円	4万7,250円	3万1,500円	
鳳総合健診センター	072・260・5555	堺市西区鳳東町	4万2,000円(※3)	6万3,000円	4万7,250円	3万1,500円	
大手前病院 健康管理センター	06・6941・0484	大阪市中央区大手前	初回4万9,350円、 2回目～4万6,725円	実施なし	脳ドックのみは不可	3万7,800円	

※3 日帰り1泊2日と同じ内容で実施した場合は5万2,500円
 (注意) 脳ドックと30～39歳の人間ドックは、受診前に必ず保険年金課へ申請が必要です。40～74歳の人間ドックは、「特定健康診査受診券」「泉大津市国民健康保険証」を受診時に指定医療機関の窓口へ提出すれば、3万円の助成額を引いた金額で受診できます。

「泉大津市がんばろう基金」を活用した
 特定非営利補助金の23年度助成申請団体を募集

市民対象の
 公益事業

がんばる団体の
 事業に助成します

市民の自発的な特定非営利活動を支援し、市民主体のまちづくりの進展に寄与することを目的とする助成制度への認定申請団体を募集します。

補助金は、審査委員会の公開審査を経て認定された団体が平成23年度に実施する「事業」が対象になります。(団体の運営(活動全般)について補助するものではありません)

対象 次のすべてに該当する市民活動団体(法人格の有無は問いません) ①市内に活動拠点があること ②3人以上で構成される団体で、構成員の1/2以上が市民(在勤、在学含)であること ③市から直接他の補助金を受けていないこと ④政治活動、宗教活動を目的としていないこと

審査 6月4日(出)実施予定の応募者による公開プレゼンテーションにて審査委員会が審査します。なお、補助金の交付決定は6月上旬を予定

申込 企画調整課・勤労青少年ホーム内市民活動支援センターで配布する申請書(市ホームページからダウンロードも可)を4月28日(木)までに、企画調整課に直接提出(郵送不可)

◆22年度の助成団体による報告会を開催

平成22年度の助成団体による事業報告会を次のとおり開催します。助成制度について関心のある団体や、申請をお考えの団体の皆さんはご参加ください。

日時 4月17日(日) 午前10時～

場所 市役所1階市民ロビー

(参考) 平成22年度補助金の交付団体

- ▷泉大津おやこ劇場 ▷ひまわり大作戦実行委員会
- ▷精神保健福祉ボランティア「はなみずき」(順不同)

◆「泉大津市がんばろう基金」への寄付にご協力を

この補助金制度は、皆さんからの寄附と同額を市も積立てる「泉大津市がんばろう基金」を財源としています。円滑な制度の運用については、皆さまの応援が何よりも大切です。ぜひとも、寄付のご協力をお願いします。

問合せ 企画調整課(市役所4階)

■助成制度の概要

団体	設立後2年未満の団体	設立後2年以上の団体
対象事業	団体の自立を促進し、活動を軌道にのせるための事業	団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業または活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業
事業の内容	泉大津市民が受益者となり得る公益的な事業(下記、「特定非営利活動促進法(NPO法)」に定める17分野に該当する事業) 特定非営利活動促進法(NPO法)に定める17分野に該当する事業 ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動 ②社会教育の推進を図る活動 ③まちづくりの推進を図る活動 ④学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 ⑤環境の保全を図る活動 ⑥災害救助活動 ⑦地域安全活動 ⑧人権の擁護又は平和の推進を図る活動 ⑨国際協力の活動 ⑩男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 ⑪子どもの健全育成を図る活動 ⑫情報化社会の発展を図る活動 ⑬科学技術の振興を図る活動 ⑭経済活動の活性化を図る活動 ⑮職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 ⑯消費者の保護を図る活動 ⑰前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	
補助金額	補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額の50%または30万円のいずれか低い方が上限(同一団体1回限り)	補助対象経費の総額から補助対象事業に係る収入の額を控除した額の50%または50万円のいずれか低い方が上限(同一団体につき3回まで)

「団体」の項目の「設立後2年」は、申請書の提出日を基準日とする